

（第一類 第七号）

第一回 國會 厚生委員會 會議 錄 第十号

昭和二十二年八月十四日（木曜日）

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 小野 孝君

委員 田中 松月君 堀山崎 道子君

委員 飯村 泉君 田中 武田 キヨ君

委員 大瀧電代司君

委員 太田 典禮君 中原 健次君

委員 松谷天光君 武藤運十郎君

委員 師岡 榮一君 國田 直君

委員 中嶋 勝一君 小暮藤三郎君

委員 河野 金昇君 野本 品吉君

出席政府委員

厚生事務官 葛西 嘉資君

八月十一日

兒童福祉法案（内閣提出）（第三三號）

の審査を本委員會に付託された。

同日

日本醫藥國三國病院を三國町に返還

の請願（坪川信三君紹介）（第六九號）

國民健康保險組合國營の請願（神山

榮一君紹介）（第七五號）

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員選定の件

國政調査承認要求の件

災害救助法案（内閣提出）（第三二號）

○小野委員長 これより會議を開きま

す。

前會に四つの小委員會の設置につ

て決定してありまして、その員數、指

名は委員長に一任されておつたので

ございますが、次の通り決定したい

ます。醫療制度に關する小委員會はそ

の員數を十二人といたしまして、

福田 昌子君 松谷天光君

太田 典禮君 飯村 泉君

中嶋 勝一君 降旗 徳弥君

有田 二郎君 榊原 亨君

大瀧電代司君 野本 品吉君

徳田 球一君 寺崎 覺君

以上の諸君を指名いたします。

次に醫療費に關する小委員會は、

その員數を十一人といたしまして、

太田 典禮君 福田 昌子君

松谷天光君 中嶋 勝一君

井村 徳二君 降旗 徳弥君

有田 二郎君 榊原 亨君

小暮藤三郎君 河野 金昇君

寺崎 覺君

以上の諸君を指名いたします。

次に社會保險に關する小委員會は、

その員數を十二人といたしまして、

山崎 道子君 師岡 榮一君

中原 健次君 國田 直君

飯村 泉君 武田 キヨ君

大瀧電代司君 近藤 鶴代君

小笠原八十美君 河野 金昇君

徳田 球一君 斎藤 晃君

以上の諸君を指名いたします。

次に婦人兒童問題に關する小委員會

は、その員數を十一人といたしまし

て、

松谷天光君 福田 昌子君

山崎 道子君 武田 キヨ君

飯村 泉君 國田 直君

以上の諸君を指名いたします。

次にお諮りいたしますが、この前の

小委員會設置に關連いたしまして、醫

療關係及び婦人指導問題に關する國政

調査の承認要求の件につきまして、衆

議院規則第九十四條により、その事

項、目的、方法、期間その他の所要事

項について協議いたしたいと思いま

す。その内容は、調査する事項は今申

した以上の問題、調査の目的はこれら

の問題に關する對策を樹立すること、

調査の方法は調査委員會において設置

したり、あるいは資料を要求したり、

報告説明を聴取したりする等、調査の

期間には本會期中ということに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 御異議ないものと認め

ましてさうに決定いたします。これ

で國政調査承認要求の件は決定いたし

ました。

次に前會に引續いて災害救助法案の

審議を續行いたしますが、政府より本

日お手もとに配付されました参考資料

について説明いたしたいとのことであ

ります。これを許します。

○葛西政府委員 先日前會の委員會で

御要求のありました日本赤十字社に關

します資料と、それからもう一つはこ

の前の時に委員の方から御質問があり

ましてお答えを申し上げたつもりでご

ざいですが、この中で災害救助の機構

と申しますか、中央地方どういふふう

たので、お手もとに圖表にいたしまし

て災害救助機構圖示というふうな資料

をお届けいたしましたので、これにつ

いて御説明を申し上げたいと思いま

す。日赤の關係につきまして御要求

ございました機構、使命、それから現

在の日本赤十字社の定款というふうな

ものをお手もとに差し上げた次第であ

ります。新舊の表というふうなお話で

ありましたが、實は舊の方の部數が足

りませんでしたので本日は間に合いま

せんが、もし必要でありますれば、舊

の方は謄寫をいたしまして、この次に

でもお届けするようにいたしたいと思

います。それから日本赤十字社の職員

の數、それから過去の災害の活動狀

況、特に迅速を貴ぶ災害救助について

の時間的關係についてのお尋ねがあ

りましたので、これらの點も書き物に

してお手もとに配付しておりますので

ごらんをいただきたいと思います。そ

れから次に災害救助機構の圖表につ

いてひとつ申し上げさせていただきます

と思うのであります。一番上にあり

ます中央災害救助對策協議會というの

が中央におきます。この連絡を

し、しかもそこで計畫を立て、事前にあ

るいは事後に迅速に處置するための協

議會であります。ここで民間の方ある

いは日本赤十字社の社長というふうな

もの、あるいは關係大臣、關係の官廳

の代表者というふうなものを入れます

でここで相談をいたすのでございま

はまたそれ／＼の省でござりましたも

のについては、それ／＼の大臣より地

方／＼の指示をすることがあります

すれば、この表にありますが、關係

各大臣が協議會の決定に基づき、

地方／＼の指示をいたしていくこ

とに處置をとつていただくことになる

わけであります。たとえて申します

と、非常に大きな災害で相當の金額が

必要である場合にはただちに協議會で

御相談になり、對策がござりますと、

それに基いて大蔵大臣からその出先機

關を通じて金融上の／＼の措置を

講ずることになるのであります。地方

におきましては、これに對應する都道

府縣の災害救助對策協議會が都道府縣

知事を會長として、關係各省の出先機

關をメンバーとした委員がございま

して、同様にここで、都道府縣における事

情に即應した事前事後の對策を立て、

實行に移されるのであります。この一

番下にあるのが、この法律の第二十二

條第二項に強力な救助組織の確立とい

うことがあります。この點についての

一應の案であります。先日、御説明

申し上げたように、救助隊をいたしま

して、大體縣廳を中心にして、技術部

などにおいては通信大臣管下の地方通

信局の出先のもの、あるいは運輸省の

出先である鐵道局などがはいることに

なります。そういうものを集めた六つ

の部を豫想したのであります。縣廳の

それ／＼の部がこれに代るような形に

ことになるのであります。この中で大體名稱でおわかりと思いますが、民生部が總務部になります。協力部というのは私的團體、個人の活動について日本赤十字社が民間の調整團體になるという第二十一條第二項の規定に基づきまして、働くわけでありまして、これらがあるので、協力部とでも申すような部になりまして、救助隊の一員になりまして連絡を密にしなから、脈絡ある連絡のもとに活動してまいることになるのであります。大體對策協議會と實際働く救助隊との關係、中央との關係などをこの圖によつて御説明申し上げたのであります。なお前會委員の方からの御質問によりまして、日本赤十字社に委託する事情乃至その理由について一應申し上げたのであります。今、御説明に關連いたしまして、若干補足して申し上げたいと思ひます。本法による災害救助はもろもろ國が各國體あるいは私人の協力のもとに國の責任において行ひの建前でありまして、その實施については、その地方の公共團體さらにその他の民間團體あるいは一般國民の協力による協力部というものが一緒になつてやらなければならぬのであります。この場合にぜひ適當な團體を選びこれを活用することが一番効果的であらうと考えまして、日本赤十字社が出たわけでありまして、日本赤十字社は從來から御承知のように、中央地方を通じて民間團體といたしましては、相當整備された組織をもつておるのでございます。殊に終戦後におきましては、赤十字の主としてねらいます事業等につきまして、非常な改正をいた

しまして、しかもこのことはお手もとにありません。ジネネグの赤十字社連盟の指導原理というものを取入れまして、災害、天災その他の事變等に對しましての救援に力を注ぐということをやつておるわけでございます。第一は非常に大きな目的に掲げたのでございます。従ひましてここで日本赤十字といふものを取上げて、政府が公認してまいるというふうにしたわけでございます。同時に日本赤十字社は赤十字連盟等を通じて、萬國の赤十字とも連絡をもつておるわけでございます。そので、日本赤十字社を通じて世界各國の協力援助が受けられるということも、災害によつては考えられるのではないかと。そうならば非常に好都合ではないかというふうに考えた次第でございます。しかしながら御指摘もございましたように、日本赤十字社の現在の状態は、まだ十分とは申すことのできないのは、私もその通りに思つております。これは今後十分整備をさせていただきます。現在日本赤十字社にはアメリカの赤十字の方からメツカー氏を初め、數人の方が現に日本赤十字社の中へいられてまして、いろいろアドバイスを與えていたたいおるような状態でございます。將來に期待すべきものであるというふうに考へておるわけでございます。

條文につきましていささか申し上げておきたいと思ひます。日本赤十字社が第二十一條の第一項は日本赤十字社のいわば心がまゝとでも申しますか、全般的な規定でございます。日本赤十字社が終戦後災害救助というよりな點に重點をおいて、目的事業を變更いたしましたのは先ほど申し上げた通りでございます。それで常に國、都道府縣等の行います救助に協力する態勢を整へまして、できるかぎりこれに協力をなさなければならぬというふうな建前になつております。その具體的な現われといたしましては、二つになつておるわけでございます。第一は第二十一條の第二項でございます。これは先ほどの圖表にございまして、いろいろ國、地方公共團體の系統で活動をしてまいりますが、そのほかの民間の團體、あるいは個人が救援をなす場合の協力の連絡調整というふうなものを政府の指揮監督の下に日本赤十字社をして當らせる、こういうのが一つでございます。第二十五條の場合、これは直接知事が指揮をいたしますから、指図をいたしまして第二十五條の協力というものは、日本赤十字社にやらすということはどうだろうかということから、これを除くことにし、直接知事が指揮をするというふうにいたしました。

第二は先日も御質問があつたのでございまして、三十二條でございます。三十二條はここにもございまして、三十二條はここにございまして、救助またはその應援の實施に關しまして、必要な事項を都道府縣知事から委託されることができるといふのでございます。この委託の場合には救助そのものはもちろん知事が行ひのたります。日本赤十字社はいわば知事の手足となつて働くことに相なるわけでございます。たとへば知事が行ひのたります救助という場合には、實際の醫療の行爲というふうなものを日本赤十字に委託して、醫療の實際の行爲をやつてもらうというふうなことになるわけでございます。もちろん知事は日本赤十字社に委託をしないで、自分の手で直接に行ひ、これはもちろんん差支へございせん。先ほど申しましたように、實際問題としては日本赤十字社の現在の機構なり態勢をもちましては、ただちに相當多量なものをこの條文によつて委託するといふことは期待できないことだと思ひますが、將來日赤の態勢の強化に伴つて、できる限り委託をしてまいるというふうにいたしましたと思つておる次第でございます。重複いたしましたが一應申し上げさせていただきます。

○大體委員 この前私ちよつと留守しておつたのであります。政府の説明によりますと、この法律の全體を見るに非常な他人の物資あるいは家屋等をどん／＼調査、検査をなさしめることができる、こういうふうな規定が存在してゐるのであります。それに對しては憲法十二條、十三條の規定によつてこれができるのだというふうなことを答へられたが、よく承つておるのであります。が、われ／＼がここで質問して明らかにしておきたいことは、日本の憲法は基本的な人權尊重といふことが非常に重大視されておるのであります。殊に十二條、十三條がむしろその原則的な規定だ。こういうことにも、解釋し得ることだと思ふ。ただ公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ、あるいは十三條は公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で人權を尊重すべきである。そういうことには書かれておるのであります。が、こうして人權をむしろ尊重しないような法律を出してもいいのだというふうなことに解すべきでないといふことを私は信じておるのであります。殊に憲法の三十五條なり三十四條等を見ますと、何人もその住居、書類その他の所持品について侵入、搜索を一切受けられない、もし受ける場合には司法官憲の令狀がなければ絕對さういふことをしてはならぬ、こういうことすら明記せられておる、われ／＼の人權に對してはさういふ條件のもとでなければならぬのだ、こういうふうなことが明記されておるにかかわらず、これを見ますと、都道府縣の知事が一官吏に對して人の家へはいつたり物資を調査することを命ずる權利がある。かように規定されることは、憲法上の人權をあまりに尊重しないことと、われ／＼の承服できないこととであります。この點についての御説明を求めると、一體その災害救助が、この間もちよつと申し上げましたが、非常に結構なことだ、ついでに政府のこの法律において豫想される災害といふものはどんな災害であるか、日本では今までの災害として大きいのは關東大震災、この度の南海の災害といふものは非常に大きい災害のうちにあるのであります。が、この間の政府のお話だけでは、こうした救助法案といふものはわれ／＼はちよつと納得しがたい。あるいは政府において第三國間においての何かの交戦状態に備へるといふ趣旨であるのか、日本全國が暴動化するといふことにおいて、各府縣に常に戰時態勢における救助態勢のごときものをつくらなければならぬ。こういう趣旨における災害を豫見した意味か、さういふことをお聞きしたいと思ふのであります。災害におい

案等につきまして、非常な改正をいた

通りでございます。それで常任國都道

は日本赤十字社に委託をしないで、自分

條なり三十四條等を見ますと、何人も

とを考へまして第一番にこの問題が、

かういふようなことが憲法違反にならぬかどうか。二十五條、二十六條、二十七條、かういふような規定が憲法上人権尊重をしないという偏見が多分にあるのであつて、承服しがたい。これの説明——今申し上げました災害の範圍をいかに限定したか。この二點についてまずお伺いしたいのであります。○憲法政府委員 お答え申し上げたいと思ひます。基本的人権の尊重すべきこと、これは憲法の明示するところでございます。申すまでもないことでございます。従ひまして、あるいは災害の救助にあたりましては、かういふふうな條文を使うことなしに、協力によつて、話し合ひによつてやるべきこと、これは申すまでもないことでございます。非常に協力が得られないといふ場合、あるいはまた差迫つた場合等におきましては、公共の福祉と申しますか、そういうふうな立場から、あるいは今御指摘になりましたように、他人の物表あるいは家屋等についても若干の制限をして、これを公の目的のために、公共の福祉のために活用するといふことは、これはまた必要ではないかと思ひます。御承知のように、これは申すまでもないことでございますが、憲法の第二十九條には財産權の點につきまして、公共の福祉に適合するようにならなければならぬ。それから正當な補償のもとに公共のために用いることができる、という規定がございます。それでこれをやります場合にも、ここにありますように補償といふことを明らかにいたしてございます。補償によつて、しかもこれをいい加減にやるというのでございまして、一々令書を出しましてやつてまいるといふ

うに相なつておるのでございます。また人の動員というふうな點につきましても、これももちろん協力といひますか、お互いに話し合ひといふことで、近隣の災害に對して働いてもらうといふこと、これはまた申すまでもないのでございますが、先日の委員長からも御指摘いただきましたように、國民の自由權といふものも、常に國民の公共の福祉のために利用される責任があると申すように十二條の規定もございまして、また憲法で禁じております苦役といふようなものに服させるという考え方はかりでもございせんので、かういふふうな人道的な、殊にごく非常な場合にやるようなことにつきましても、苦役といふふうな憲法で禁じておるものに該當しないといふふうな建前から、基本的人権の尊重は、これは申すまでもないことでございますが、かういふ非常突發の差迫つた場合におきては、やむを得ない場合にはこれだけの權限を與えていくといふことは必要ではないかといふふうな考へた次第でございます。なお先日もちよつと申し上げましたように、地方自治法等におきまして、第六十條に、市町村長が非常災害の場合に補償をいたしまして、ほんとうの非常災害のとき、必要のあります場合に、物件の使用、収用といふふうなことができました。あるいはまた市町村の住民をして防禦に従事させるといふふうな規定も、現行法でございまして、これらと照し合はせまして、憲法の人権尊重の精神を侵害しておるのであるといふふうには考へないでもないのではないかと、かういふふうな思つておるようなわけでございます。

それから第二にお尋ねいただきました災害の範圍でございまして、これは非常災害と申しますのは實は部落等におきまして、あるいは七戸あるいは十戸あるいは二十戸といふふうな家屋が火事で焼けてしまふといふふうなもの、やはり土地の事情等によりましては非常災害といふやうなことになるかとも思ふのでございまして。そういうふうなごく小さい災害、これは都市と農村とで大分非常災害という觀念が違つてくると思ひます。そういうものと、大きいのを豫想いたしましたれば、これはほとんど豫想もできぬやうな——先日委員の方から指摘がございましたが、豫想もできないやうな大きい災害も考へられるわけでございまして。かういふ場合にも、やはりわれ／＼がやり得る一つの災害の救助の對策といふふうなものにつきましては、一應この法律によつてやつてまいるといふことができるといふふうな構想のもとに立案いたしましたやうな次第でございまして。ただいま御指摘になりました第三國間の交戦状態に對照して、これを豫想しているかといふやうな點についてのお尋ねでございますが、これは特に第三國間の交戦状態による災害を豫想してこれを立案したといふことは申し上げられないうと思ひます。ただしかしかりにそういうふうな状態が起きたといひますれば、やはりそのことによりまして相當の救助がやれるのじやないか、またやつてまいらなければならぬといふふに心得ております。ただ第三十六條の補助の規定等につきましては、最高限度が百分の九十で終つてゐるものでありますから、相當大規模の災害といふやうなことになるまいと思ひます。

とそれを受けました地域の地方公共團體だけで負擔ができるかどうかといふやうな點については、これはあるいは補助率といふやうな點だけは、特別に議會で御決議をいたさうといふやうなことが、非常に特別な大きいものになつた場合には、必要ではないだらうかといふふうな考へております。一應豫想し得るものについては、小さいものから大きいものは相當程度のもので、これに含んでこれでやることでございまして、これはないがといふふうな考へております。○大體委員 ただいま憲法問題に對し人権をきわめて尊重する態度であるといふやうなお話であるが、それによつて憲法の第二十九條を引かれたやうであります。これはちよつと考へ違ひだ、かように私は思ふ。憲法二十九條は「財産權は、これを侵してはならない。これは財産不可侵權を意味してゐるのであります。そして「財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定してゐるのであります。財産權の内容はもちろん民法においてあるいはその他の法律において決定することだ。かように考へるのであります。適合するやうにいわゆる内容を決定して福祉に適合するやうに法律でこれを定める。こゝういふことであるのであります。この適合するのとはどういふことか、一體財産をどういふふうな使用することが公共の用に適するのだといふことがはつきりきまらないうちに、いかなる物資でもありとあらゆる一つのものに對して、自由勝手に殊にその検査をすることができ。かういふことは人権の尊重であるといふことは、法を破るも

のであるといふことを私は斷言して決して憚らぬと考へております。こゝういふ二十九條のやうな規定は民法、その他の法律で財産權の内容をはつきりさして、それによらなければならぬといふことをむしろ規定したのである。これが福祉、公用に供することとができるといつて、これは何でも福祉が公共の用だといふやうなことで、一つの府縣の知事の命令によつて當該官吏が勝手に人の家にはいつて物資の収用をする權利があつたならば、人権いづれにありやとわれ／＼考へざるを得ないのであります。だからかういふやうな法律はつくるべきではないと思ふ、またかういふことではなく、もつと民主的な法律で十分に効果を達成することができると考へておるものであります。その點、私は二十九條の關係については違つてゐるのではないかと考へる。二十九條にこゝういふ規定を置いたのを、何でも公共の福祉であつたならばよいのだと、ちよつと大政翼賛會式の考へ方であつた。財産權、その他の生命、自由の權利を侵奪せられるがごときことがあつては、民主主義をなさんとする初頭にあたつては、はなはだ遺憾なことである。かような意味におきまして、人権尊重ではない、憲法違反ではないといふやうな簡単な答えではなく、あらためて説明し直していただきたい。またこゝういふ規定を設けずとも、十分に災害の豫防救助ができると思ふ。これではまるきり戰爭中における軍司令官の規定のやうなもので何でもない。そういうやうな考へ方はいかぬのじやないかと思ふので、二十九條の點を御説明願ひたい、かように思ふのであります。

○西園政府委員 憲法の點についての
お話をさせていただきますが、第二十九條の第
二項は「公共の福祉に適合するように、
法律でこれを定める」と書いてござい
ます。あるいは大隈委員から御指摘の
ように「さういふ趣旨になるか」と
も思ふのでございますが、私の申し上げ
方が悪かつたと思ひます。むしろ第
三項の「補償の下に、これを公共のた
めに用ひる」という點を申し上げたら
よいのではないかとさういふに思ひま
す。これは非常に切迫をいたしました
被災民の保護と、ひいては社會の秩序
を維持できないおそれのある事態に對
しまして、これに保護を與え、もつて
社會の秩序を維持保全するといふよう
なことは、やはり公共のために用ひる
と申して差支ないのじやないかと思
ひまして、正當な補償をして、しかも
公用令書をもつてやるということに
いたしますれば、憲法の精神には反しな
いものだと考えます。

○大隈委員 第三項は第二項を受繼い
だ規定である。さういふことを考えない
で、それだけを考へることがこれは法
律解釋として間違ひである。公共の福
祉に適合したものを公共の用に供する
ということに連續してゐるものである
と考へない法律の解釋はいかぬのであ
る。さう思ふのであります。第一項も
第二項も第三項も各項全體としての關
連の下に考へべきである。あなたの御
議論は、この公用徵收を勝手にやるこ
ういふことは権力的でない。さう解釋を
する。さういふことであつたならば、
さういふ規定でも公共のために仕方が
ないといふことになるけれども、財産
權の内容がどういふわけで公共の福祉
に適するかといふことがなくして、み

だりに補償さえすればいいのだといふ
ことじやないかと思ふのです。

○小野委員 此の點は實は餘計なこ
とかもしれませんが、昨年の議會でも
臨時物資需給調整法にこれと同じよう
な規定があつた。その當時は、昨年の
議會では憲法は公布されておりました
たけれども施行されておらなかつた。
従つて今日では情勢の違ひもあつた
けれども、それが憲法違反ではなかつ
るかといふので、私自身があなたと同
じような席から、しかもこの場で政府
とやつたことがあるのですが、この問
題はいろいろまた論及してはつきりし
ておくことが必要かと思ひます。

でも、もし大隈君御必要とあれば、法制
局長官の出席でも求めて明らかにする
ことも一つの方法かと思ひます。
○大隈委員 私は議論で追ひ詰めて喜
びたいといふのじやないが、たださう
いふような危険な規定を末輩の官吏に
もたすべきでない。さういふことが憲
法違反であらうがなからうが、さうい
うことではいかぬといふ考へはもつ
てゐるのであります。これは子供に双
物をもたせたやうにとんでもないこと
になる。前の總動員法では皆さんが
苦しみのかはつきりしてゐる。だ
から憲法違反であるといふことをぼく
ははつきりさつきから言つてゐない。
憲法違反であるかのごとき、人権を尊
重せぬかのごとき一つの規定じやな
いか、これは價ひべきではないか、さう
いふ意見なんです。だから憲法違反の
問題の法理論をここに云々するので
はない。さういふ法律をこしらへる
と、あとは官吏が威張りくさつてどう
にもならぬ。さういふことは何とか差
控えて、別にもつと権力的でない法規

のもとに、遺憾ない運用を期せられる
方途があれば、さうしたらいいかです
かとさう申し上げたいのです。あえて
この議論を通さうといふのではない、
何も苦しめるのではないのですか
ら……。

○西園政府委員 今委員長からお話
がございましたし、大隈委員からもお話
がございましたが、この運用に
つきまして、もちろん間違つてこれを
不當に運用するといふことになれば、
これはゆゆしきことになることは御指
摘の通りだと心得ております。従いま
してこの運用につきましては、今お述
べいただきましたやうなことの絕對に
ないやうに、私も未端まで徹底を
させましてやる必要があることは、お
述べになりましたやうな點について痛
切に感じておるわけでございします。た
だどういたしまして非常な切迫をし
た時代でありますものだから、もし
いふ／＼そこらに摩擦があるといふよ
うなことになつた場合などに對しまし
て、さういふ法規を適用する、しない
といふことは別といたしまして、やは
り第一線で責任をもつてやります者は
地方長官であります。従いまして地方
長官にこれ又権限を與えておいていた
だくといふことは、差迫つた災害の場
合を豫想いたしますと、私もやはり
は必要だと考へてゐるわけでありま
す。ちよつと速記を止めていただきた
い。

○小野委員 速記を止めて。
〔速記中止〕
○小野委員 速記を始めて。大隈君
よろしうございしますか。——他に發
言ございしますか。野本品吉君。
○野本委員 ただいまの問題はすべて

の人が一應はつきりと理解し、把握し
ませんと、この案を審議していく上に
非常に支障があると思ひます。ただ
委員長が言いましたやうに、法制局
長官なり何なりの出席を求めて、委員
全部が同一の理解の上にこの案の審議
が進められるやうにされたらどうかと
思ひます。

○小野委員 それでは本案の審議中
に一回法制局長官の出席を求めるこ
とにいたします。さう御承知を願いま
す。野本君、それでよろしうござい
しますか。

○田中委員 本法は大體において
結構であります。この法を生かすも
殺すも、これを委託される日本赤十字
社の性格と機能といふことが根本にな
ると思ふのであります。いかに日赤が
誠意と熱意をもつてどの程度に活動
するかといふことであります。かつ
てこの日赤は愛國婦人會と並び稱せら
れた最も大きな團體で、これはどちら
も半強制的に會費を取上げて、しかもそ
の集まつた莫大な經費の使い途等につ
いてはいろいろな疑念の眼をもつて見
てこられた團體であります。一方愛國
婦人會の方は、あのような經過をたど
つてあのような末路をたどつたが、こ
れと並び稱せられておりました日赤の
方は、むしろある一部分の飾りを取り
がえただけで、ほとんどそのまゝの
主體が残つてゐる。これがいかに人道
的に誠意をもつて熱心に活動するか
といふことが問題になるのでございま
す。定款を見てみますと、皇后陛下の
名譽總裁、皇族を總裁に推薦する、ま
ことにありがたいことではあります
が、さういふことはともすればいわ
ゆる衰微の袖に隠れた過去の過ちを残し

はせぬか。地方においては知事とかあ
るいは有力者が支部長になることで
ございしようが、もし日赤の内部に不
正事件が起つても、それをあばき立て
ると總裁の名譽に關するとか、あるい
は地方の支部長の名前が出るとうも
いふからさういふやうなことで、とも
すればやむやみに非難されるおそれ
がある。もし不正事件があつたといふや
うな場合には、これは刑事上の問題とな
ることは別といたしまして、やはりこ
れを指導監督する當局において、どの
やうな手段方法を講ずることができ
るか。またどういふ決意をもつておられ
るか。これはわかり切つたことの上
でございします。實際の世の中と
いふものはわかり切つて何でもな
いものではないか。さういふ心配はせぬ
ものでございします。今私がここで申
上げますと、さういふ心配はせぬ
いいじやないかといふやうに響くか
と思ひますけれども、必ず後日私がこ
こで心配しておるやうな問題が起つて
きます。そのときには一つ／＼の方針
と申しますか、さういふ問題によつ
つたときのやり方を、この際明らかに
しておかなければいかぬと思ひます
ので、さういふ意味で當局の御意見を
承つておきたいと思ひます。

一、本來の使命を果すために、日赤
を指導するには、具體的に言へば、ど
のやうな方法があるか。
二、不正事件でも起つたら、一體當
局にはどうする権限があるか。また不
正事件が起つたときには、今私が心配
するやうな、總裁の名前が出るから、
支部長の名前が出るからといふやうな
ことにかかわらず、これを斷固として
糾明する意思があるかどうか。

に適するかどうかということがなくして、み

控えて、別にもつと権力的でない法規

○野本委員 ただいまの問題はすべて

るを前に述べた通りである。

○小野委員 問題は、もちろん

三、日赤が本来の使命を忘れたよう
な、いわゆるサボ状態というようにな
るには、これに警告を發することがで
きるかどうか。まだ嚴重な警告を發す
るだけの意思があるかどうか。

以上の三點について後日のため、當
局の御意見を承つておきたいと思いま
す。

○高西政府委員 ただいま田中委員か
らお述べいただきました御注意は、今
後私どもが日赤を指導し、監督をしな
がら仕事を進めたい御注意と申し上げ
て、非常な御注意と謹んで御察しを
申す。

御質問になりました第一の、本来の
使命を果させるための具體的な方法と
いう點でございますが、これは現在お
手もとにも配付いたしました資料でご
らんいただきますように、日赤とい
しましては定款を變更いたしましたか
ら、まだ日はあまり経つておるとは言
えぬのでございますけれども、資料に
もござりますように、その方面に乗り
出すためにいろいろやつております。そ
れから政府といしまして、政府の
事業をあるいは委託するというような
事業も、法律でもしこの案がきまると
いたしますれば、きまりますし、また
第二十一條の第二項のように、民間の
團體、あるいは私人に協力活動を奨励
させることになりますれば、これは當
然政府關係部局全力を盡してやつてま
いらないければならぬと考えておりま
す。實はこの日本赤十字社は、御承知
のように、陸海軍の指導監督のもとに
特別の勅令がございまして、日本赤十
字社令をもつてできた特別の法人であ
つたわけでございますが、それを先般
そういうことでなくして、一般の民法

に基く法人に組織を改めまして、資料
にもありますように、社長を勅任とする
というような規定等も改めて、一般の
法人にかえて、總會で選舉するという
ことに改めたわけでございます。こ
の監督は厚生省が主としてあたり、對
外的な渉外事項と申しますか、そういう
ものについては、外務省の指導を受け
ることになつておりますが、厚生省が
主としてこういう方面の指導、育成を
してまいることになつております。私
どももぜひ力を入れて日赤にもやら
せ、私どももできますやうに一日も早
くやつて、そうして國際的な、外國の
赤十字と同じやうに仕事ができるよう
にしてまいらなければならぬと考えて
おります。

第二にお尋ねになりました、もし萬
一御心配をいただきました不正事件が
起つた場合、あるいは起きようとする
場合にどうするか。もしこういうこと
がありとすれば、これはもう當然民法
の六十七條に主務官廳の監督の規定が
ございしますので、これをもちまして十
分調べることはもちろんであります。
また不正等がもしかりにありといは
しますれば、御心配になりましたやうな
ことなく、斷固としてこれを糾し、罰
すべきは罰してまいるようにしていま
す。それから第三に、日本赤十字社が使
命を忘れてサボと言いますか、そうい
うやうな状態になつたときにはどうか
というやうなことでございしますが、か
ようなことではもうとても何ともなら
ぬことでございしますし、これはぜひそ
ういふことのないやうにしてまいりた
い。いろいろな人が理事にもなつてお
りますが、厚生省をいたしましては、

社會局長たる私が今理事になつており
ますから、内部からももちろんそう
いう大事な使命を遂行するやうにして
まいりますし、役所といたしまして
も、法律でもしこういうことを委任
し、あるいは仕事をさせることになり
ますれば、かような事態の起きますと
きは、起きないように内部から注意
をするというやうなことも考えており
ますし、またそうしなければならぬと
考えておりますが、もしそういうこと
があつたと假定いたしますれば、これ
は警告と言いますか、今のやうな方法
をとつて、かようなことのないやうに
してまいることは、やらなければなら
ぬ當然のことと心得ておる次第であ
ります。

○小野委員 大體君。

○大體委員 それに關連して……た
だいまの法案の問題ですが、憲法違反
でないということは、先ほど法制局長
官に出席していただいて説明を聴くこ
とになつておりますが、われわれは法
制局長官の説明がかりに憲法違反に
ならずとも、こちらが憲法違反なり
と信ずる場合には、最高裁判所の判斷
を求めるといふことはあり得るかもし
れません。しかしながらそれよりも、
こういうやうなことを論議する前に、
政府として將來どういうまぎらわしい
こと、あるいは監督を十二分にしてい
る運籌の萬全を期するやうに注意する
ということでなくして、この監督を全
うし得るやうな法律の條文に改める御
意思はありますか、あなた一人で決
定できぬやうなら、これは省で相談
して、もつと民主的な條文にこれを改
めていただきたいということを私は希
望したい。もし今日一旦書いたのだか

ら、これを固執するといふことであつ
たら、それはきわめて非民主的であつ
て、これは憲法違反であるという最高
裁判所の判斷に問うたりしては、あま
り民主的でないと考えるので、善處方
を要望したい。これだけであります。
○小野委員 その問題は、もちろん
憲法違反の疑いがありとわれわれが考
えれば、われわれが立法機關であるか
ら、われわれが相談して修正すればい
いのですから一應われわれであとで話
合つてきめることにしたらどうかと思
います。いかがですか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○小野委員 それでは次會の日程は
公報をもつてお知らせすることにいた
しまして、今日はこれをもつて散會い
たします。
午前十一時五十一分散會

昭和二十二年十月三日印刷

昭和二十二年十月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局